

第1章

計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

● 我が国における子ども・若者・子育てを取り巻く諸問題

【少子化の進行】

我が国の出生数は、第1次ベビーブーム期(1947～1949年)には約270万人、第2次ベビーブーム期(1971～1974年)には約210万人でしたが、その後減少を続け、2023年の出生数は72万7277人(※)で、統計開始以来、最少の数字となり、合計特殊出生率は、第1次ベビーブーム期には4.3を超えていましたが、第2次ベビーブーム期には約2.1まで低下、2023年には1.20(※)と過去最低となりました。

少子化の主な原因は女性人口の減少、未婚化と晩婚化(若い世代での未婚率の上昇や、初婚年齢の上昇)、有配偶出生率の低下で、我が国の婚姻件数を見ると、第2次ベビーブーム期には年間100万組を超えていましたが、2023年には47万4717組(※)と半分以下となっています。

(※:【出典】厚生労働省「令和5年(2023)人口動態統計月報年計(概数)の概況」)

【子ども・若者を取り巻く諸問題】

令和4年には、児童相談所が児童虐待相談として対応した件数が219,170件と過去最多(※1)となり、不登校児の割合も3.17%と過去最多(※2)となりました。また、小中高生の自殺者数についても全国で514人と過去最多(※3)になったことに加え、コロナ禍が追い打ちをかけるように地域のつながりの希薄化や集団活動や体験活動の減少が進行するなど、子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。また、我が国の子ども・若者の幸福度は先進5か国での調査で最も低い状況(※4)にあり、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会(ウェルビーイングの向上)を目指していくことが求められています。

※1：【出典】令和6年版厚生労働白書

※2：【出典】文部科学省(2023)「令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」

※3：【出典】警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

※4：【出典】こども家庭庁「我が国と諸外国のこどもと若者の意識に関する調査」(令和5年度)

【子育て環境の変化】

子育ての環境については、働き方の変化に伴い、女性が第1子出産後も就業継続する割合は約7割(※1)と増加しており、男性の育児休業取得率は令和5年に30.1%に増加(※2)しているものの、男性と比較した女性の家事・育児関連時間(無償労働時間)はOECD諸外国平均の1.9倍と比較して、我が国は5.5倍(※3)と最も多い状況にあり、育児負担は女性に集中しています。

また、核家族化の進行(3世代世帯の割合が平成17年の21.2%から令和2年の9.4%に減少(※4))や地域における地縁的なつながりの希薄化(自治会・町内会の加入率が平成22年の78.0%から令和2年の71.7%に減少(※5))などを背景に、子どもにどのようにかわっていけばよいか分からず悩み、孤立感を募らせ、情緒が不安定になっている親が増えていると考えられます。

※1：【出典】国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査(夫婦調査)」(2021年)

※2：【出典】資料:厚生労働省「雇用均等基本調査」/令和5年度

※3：【出典】内閣府「男女共同参画白書」(令和2年版)

※4：【出典】国勢調査

※5：【出典】総務省「自治会等に関する市区町村の取組についてのアンケート調査」における600市区町村の平均

● 「こども基本法」の施行と「こども家庭庁」の創設

すべてのこどもが幸せな生活を送ることができる社会を目指して、こどもに関する取組を進めるために、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり「こども基本法」が作られ、令和5年4月に施行されました。また同月に「こどもまんなか社会」の実現に向けた政府の司令塔として、幼児期までのこどもの健やかな成長のための環境づくりや、家庭における子育て支援等に関する基本的な政策を企画立案・推進するために「こども家庭庁」が創設されました。

● 「こども大綱」・「こども未来戦略」の策定

令和5年12月、国において、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。また、同月に、若い世代の方の将来展望を描けない状況や、子育てをされている方の生活や子育ての悩みを受け止めて、「こども未来戦略」が策定されました。

● こども未来戦略に掲げる「加速化プラン」

こども未来戦略に掲げる今後3年間の集中的な取組期間において実施する具体的な施策として、
 (1)ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組
 (2)全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充
 (3)共働き・共育ての推進
 (4)こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革
 の項目が盛り込まれました。

● 「市町村こども計画」の策定

こども基本法の第10条に基づき、国のこども大綱及び都道府県こども計画を勘案した「市町村こども計画」の策定に関する内容が努力義務として明記されたことを踏まえ、現計画である「第2期新さっぽろ子未来プラン」の計画期間が令和6年度までとなっていることから、令和7年度を始期とする次期計画の策定が求められました。

なお、こども家庭庁が作成した自治体こども計画策定ガイドラインでは、「市町村こども計画」は、国が策定するこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して定めることとされており、国のこども大綱は、こども基本法第9条第3項において、

- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項
- ・子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
- ・少子化対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

を含むものでなければならないとされています。

したがって、こども大綱を勘案して策定する市町村こども計画にもこれらに相当する内容を盛り込むことが求められています。

● 法改正に伴う、地域子ども・子育て支援事業の拡充

【児童福祉法改正に伴う事業の拡充】

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うため、児童福祉法が令和4年6月に改正、令和6年4月1日に施行されました。

この改正では、訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業が新設され、これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施することとなりました。
(令和4年6月15日公布、令和6年4月1日施行)

【子ども・子育て支援法改正に伴う事業の拡充】

「こども未来戦略」の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるため、子ども・子育て支援法等が令和6年9月に改正、令和7年4月1日に施行予定で、妊婦等包括相談支援事業、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)、産後ケアに関する事業等が新設されます。

(令和6年9月30日公布、令和7年4月1日施行予定)



(2) 計画の趣旨・目的

- 佐世保市では、「子どもを安心して産み、楽しく育て、子どもが健やかに成長できるまち」づくりを進めるため、子ども・子育て分野のマスタープランである「第2期 新させばっ子未来プラン」を策定し、各種施策・事業を展開していますが、当該プランの終期が令和6年度であることから、令和7年度を始期とする次期計画の策定が必要となっています。
- 全国的な少子化が進行する中、子育て環境についても働き方の変化に伴い、女性の出産後の就業継続割合が高まる一方、核家族化や、地域における地縁的な繋がり希薄化が進むなど、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化している状況を踏まえ、子ども・子育ての分野において、佐世保市としてどのような方向性や考えをもって対応していくのかを明示する必要があります。
- 本計画に関しては、国のこども大綱が示す「すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福(※)な生活を送ることができる社会を実現する」ことを目的として、こども基本法に基づくこども大綱及び都道府県こども計画を勘案した市町村こども計画へと移行し、これまでの「第2期 新させばっ子未来プラン」を包含した新たな計画として、計画的に推進することを意図するものです。

(※「幸福」とは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものをいう。)

- 下記の表は、本計画と国の関係法令との関係性を示したものです。

	佐世保市子どもまんなか計画				
	法律名	計画名称	個別計画策定	法律等に基づく市町村こども計画としての必要事項	本計画に盛り込む内容
	こども基本法	市町村こども計画	努力義務	1.子ども・若者育成支援推進法(義務) 2.子どもの貧困対策の推進に関する法律(義務) 3.少子化対策基本法(義務) 4.その他各法令に基づく計画(努力義務)	下記の3つの法令に基づく計画を網羅
市町村こども計画	1.子ども・若者育成支援推進法	市町村こども・若者計画	努力義務	【子ども・若者育成支援推進大綱・基本的方針】 1.全ての子ども・若者の健やかな育成 2.困難を有する子ども・若者やその家族の支援 3.創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援 4.子ども・若者の成長のための社会環境の整備 5.子ども・若者の成長を支える担い手の養成・支援	●子どもの居場所づくり ●子育て支援 ●児童虐待、自殺、貧困等の対策等
	2.子どもの貧困対策の推進に関する法律	市町村計画	努力義務	【子どもの貧困対策に関する大綱・基本的方針】 1.教育の支援 2.生活の安定を資するための支援 3.保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援 4.経済的支援	●妊娠活動期から子育て期にわたる切れ目ない支援 ●ひとり親世帯への支援 ●経済的支援(児童扶養手当など)等
	3.少子化対策基本法	—	計画策定に関する規定なし	【少子化社会対策大綱・主な施策】 1.結婚支援 2.妊娠・出産への支援 3.仕事と子育ての両立 4.地域・社会による子育て支援 5.経済的支援	●妊娠・出産への支援(不妊治療など) ●仕事と子育ての両立 ●地域での子育て支援 ●経済的支援(児童手当など)等
市町村こども計画と一体的に策定する計画	法律名	計画名称	個別計画策定	法律等に基づく各計画としての必要事項	本計画に盛り込む内容
	次世代育成支援対策推進法	市町村行動計画	義務	1.施策の目標・KPI 2.施策毎具体的な取組内容及び実施時期	●目標値の設定(KPI) ●施策の具体的な取組内容
	子ども・子育て支援法	市町村子ども・子育て支援事業計画	義務	1.教育・保育提供区域の設定 2.教育・保育提供区域における各年度の教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保並びに実施時期 3.各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保並びにその実施時期 4.確保方策(体制)の内容	●教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保 ●地域子ども・子育て支援事業(19事業)の量の見込み及び提供体制の確保
	母子及び父子並びに寡婦福祉法	ひとり親家庭等自立促進計画	努力義務	支援・取り組み内容 ・生活支援・経済的支援・就業支援・相談体制の充実 【参考:他都市の状況】 支援・取り組み内容(カテゴリー別) 1.相談体制及び情報発信の充実 2.就業支援 3.子育て・生活支援 4.経済的支援・養育費の確保 5.子どもへの支援	●生活支援 ●経済的支援 ●就業支援 ●相談体制の充実

2. 計画の名称

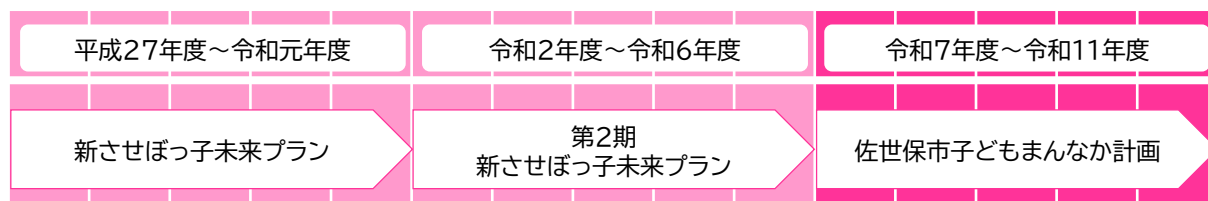
本計画は、名称を

「佐世保市子どもまんなか計画」

とします。

3. 計画期間

- 本計画の計画期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5か年計画とします。
- なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化、法改正など国の動向等を踏まえ、計画期間中においても必要に応じて内容の見直しを行います。



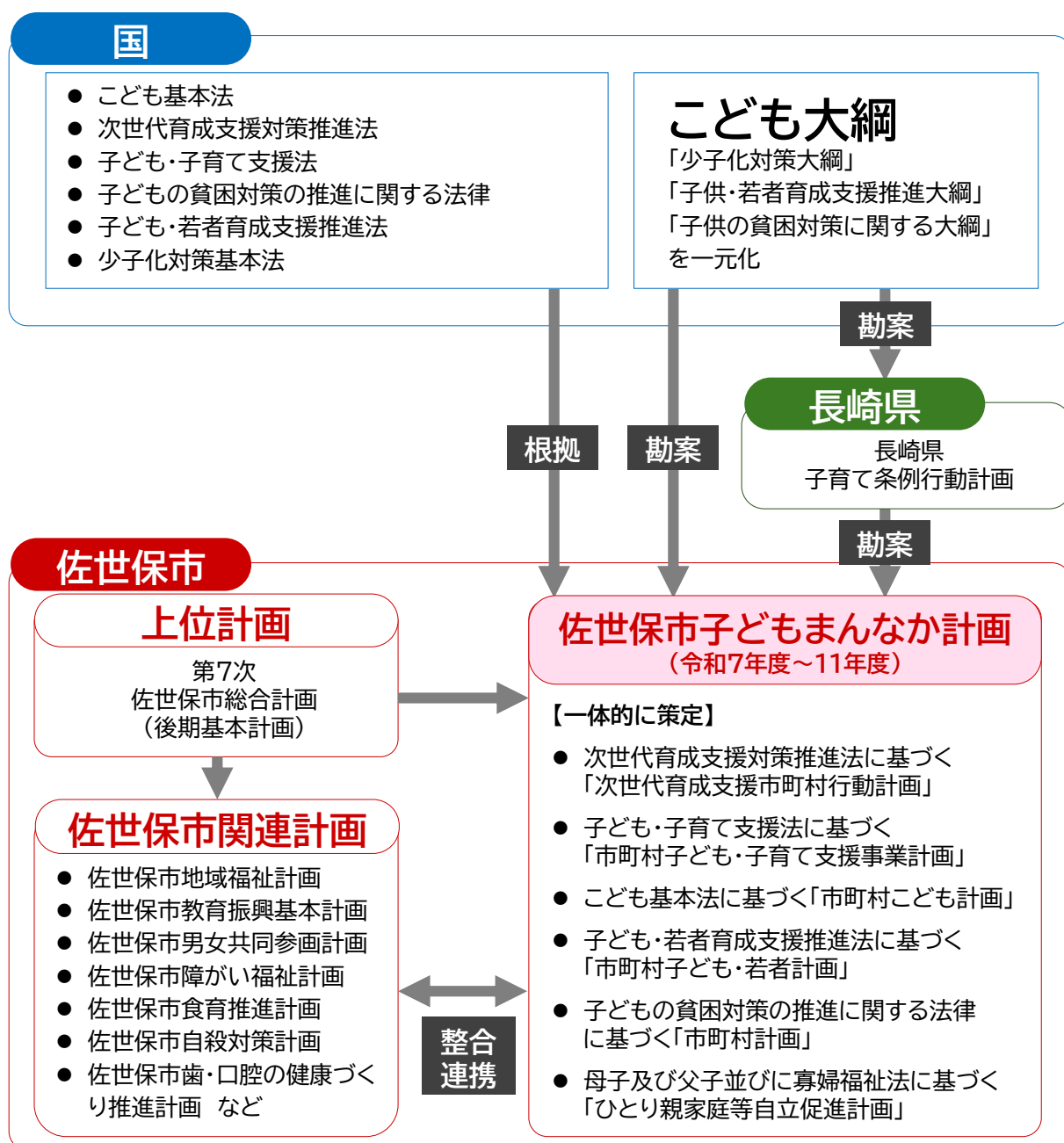
4. 計画の対象

- 本計画の対象は、国のこども大綱に準じて子ども・若者（おおむね0歳から30歳まで）及び子育て世帯とします。
- 本計画において、「子ども」はおおむね18歳未満を指すものとします。「若者」はおおむね思春期（15歳程度）から30歳未満までを指すものとしますが、施策によっては40歳未満までを対象とする場合があります。また、「子ども」と「若者」は、一部重複します。
- 「子ども」の表記について、国においては、こども基本法の基本理念を踏まえ、年齢で区切りを置かない概念として、ひらがな表記の「こども」を使用することが推奨されていますが、本市では佐世保市子ども育成条例に基づき、「子ども」を15歳未満と定義し、15歳以上18歳未満の子どもについても、支援の対象としていることから、子どもの「子」の部分の漢字にした表記とします。

5. 計画の位置づけ

(1) 本計画の位置づけ

- 本計画は、本市のまちづくりの指針である「佐世保市総合計画」を上位計画とし、「佐世保市地域福祉計画」などの関連する政策分野の計画と整合を図りながら、本市における子どもと子育てに関する施策を総合的に推進するための計画とします。
- また、本計画は次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画と、子ども・子育て支援法に基づく市町村事業計画及び、こども基本法に基づくこども大綱、都道府県こども計画を勘案した市町村こども計画を一体化した計画として位置づけます。



(2) SDGsの理念を踏まえた取組について

- SDGs(Sustainable Development Goals)は、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、開発途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の目標として、経済・社会・環境の諸問題を統合的に解決することを目指しています。
- 本市においても、このSDGsの理念を踏まえながら各取組を推進し、市民の皆様が安心して暮らせるような、持続可能なまちづくりと地域活性化を実現していくとともに、国際社会の一員として、SDGsの達成に貢献していくこととしています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



- なお、本計画に掲げる施策と特に関連するSDGsの目標は次のとおりです。

	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ		すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する		ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワメントを図る
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する		

6. 計画の策定体制

(1) 佐世保市子ども・子育て会議

子どもと子育てに関連する各分野の専門家、学識経験者、公募市民等で構成する市の附帯機関である「佐世保市子ども・子育て会議」において、子どもと子育てに関する課題分析や計画内容について議論を行いました。さらに、全体会議の下に施策ごとに3分科会(※)を設置して、より専門的な内容について議論を行いました。

〈※〉(施策1)母子保健の推進・(施策4)経済的支援の推進、(施策2)地域での子育て支援、(施策3)幼児教育・保育の充実

(2) 未就学児の保護者対象の子ども・子育てに関するアンケート調査

子育て世代のニーズを十分に把握するために、市内在住の0歳から5歳の子どもの保護者(回答数1,257人)へのアンケートを実施しました。

(3) こども基本法の趣旨(子ども等からの意見の反映)を踏まえた調査

【小・中学生及び保護者を対象としたアンケート】

教育委員会の協力を得て、小・義務教育学校2・3年生(回答者数2,612人)、小・義務教育学校4・5・6年生(回答者数4,206人)、中学校1～3年生(義務教育学校の後期課程を含む)(回答者数3,211人)及び、小学生保護者(回答者数3,153人)、中学生保護者(回答者数1,310人)へのアンケートを実施しました。

(以降、義務教育学校の前期課程は「小学校」、後期課程は「中学校」に含みます)

【子ども・若者、子育て世代の市民を対象としたインタビュー】

市内の企業に勤務する市内在住の20代～30代の若者に対してグループインタビューを実施しました。また、市内在住の障がいのある子ども(高校生)に対してインタビューを実施しました。

【障がい児の保護者、子どもと日常的な接点がある子育て支援団体等へのインタビュー】

障がい児の保護者に対するインタビューと、子ども食堂及びファミリーサポートセンターの関係者に対するインタビューを実施しました。

(4) 長崎県が実施する関連調査

【子どもの生活に関する実態調査】

長崎県内在住の小学5年生・中学2年生(回答者数4,840人)、小学5年生・中学2年生の保護者(回答者数4,944人)へのアンケートを実施しました。

【長崎県子どもアンケート】

長崎県内在住の小学生(回答者数8,447人)、中学生(回答者数6,624人)、高校生(回答者数2,757人)、特別支援学校小学部(回答者数25人)、特別支援学校中学部(回答者数29人)、特別支援学校高等部(回答者数21人)、その他(回答者数20人)へのアンケートを実施しました。

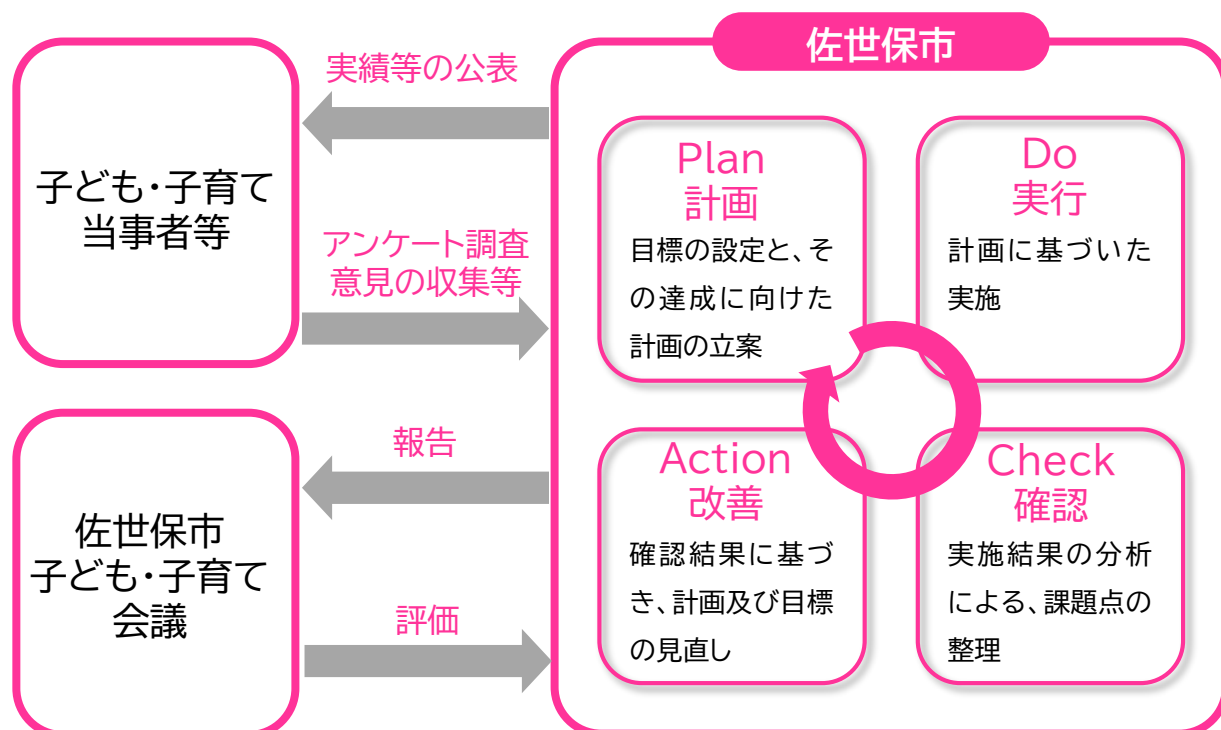
(5) パブリックコメント

広く市民からの意見を伺うため、計画(案)に対するパブリックコメントを実施し、5人から合計41件の意見が寄せられました。

7. 計画の推進と進捗管理

(1) 計画の推進にあたって

本計画の推進にあたっては、「佐世保市子ども・子育て会議」において各種施策の実施状況を審議するなど、継続的に点検・評価・見直し(PDCAサイクルの実践)を行い、より実効性のある施策展開を図ります。



(2) 計画の進捗管理と点検・評価

計画の進捗管理にあたっては、数値目標の達成状況等を確認しながら、「佐世保市子ども・子育て会議」において定期的に点検・評価を行います。

なお、評価結果については、市のホームページ等で適宜公表するとともに、必要に応じ計画内容の見直しを行います。